

議第1549号

白山都市計画区域の変更（石川県指定）

白山都市計画区域を次のように変更する。

- 1 都市計画区域の名称
白山都市計画区域

- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域
(新たに都市計画区域に含める土地の区域)
石川県白山市横江町の一部、番匠町の一部

(都市計画区域から除外される土地の区域)
石川県野々市市徳用町の一部、郷町の一部

- 3 変更の理由

白山市及び野々市市の行政界は、郷用水付近において用水整備前の行政界のままであり、用水整備後の用水区域と整合がとれていない状態であった。

今回、平成25年4月22日付け総務省告示第193号により、平成25年6月1日から白山市と野々市市との行政界が変更された。

これにより、今後も一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るべき白山都市計画区域の境界を、従前通り白山市と野々市市の行政界とするため、変更された行政界に合わせて白山都市計画区域を変更する。